

公益社団法人日本フェンシング協会
日本代表選手の行動規範（2022年8月版）

【制定の趣旨及び対象】

1. この規程は公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）が指定した日本代表選手の所属チーム等と本人に対してその行動基準を明確にするために定める。
2. 日本代表選手とは、協会の選考により国際大会や合宿に登録派遣されるミニム、カデ、ジュニア及びシニアのすべての選手（以下「選手」という。）をいう。
3. 選手の活動には公費が出ており、また、スポンサー企業や多くの人の協力によって活動が出来ることに感謝と自覚を持って行動する必要がある。
4. 選手はフェンシング競技のみならずスポーツ界を代表しており、競技力向上を目指して常に努力することは勿論のこと、一人ひとりが本協会を代表する競技者であり、規律ある行動を行う責務を負っている。また、選手は日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて心豊かな社会の実現に貢献する使命がある。この規定は、選手が遵守する基本的な行動規範を定め、もってフェンシング競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。
5. 選手は、以下に定める行動規範を遵守し、責任をもって行動することを誓わなければならない。

【総則】

1. 法令・規約類等の遵守
選手は、法令や協会の規約類、ルールに従って行動しなければならない。選手が未成年者である場合には、本人のみならず、保護者も選手が法令・規約類等を遵守するよう指導しなければならない。
2. 罰則
 - (1) 行動規範に違反したときは、協会が定める倫理・懲戒規定が適用され、違反した選手には、違反行為に応じて、処分が行われる。
 - (2) 自らが行動規範に違反した場合のみならず、他の選手を誘って違反行為をさせた者も違反行為を行った者と等しく処分する。

【禁止事項】

1. ドーピングや薬物摂取の禁止
 - (1) ドーピングをしてはならない。必要な薬物等の服用は医師に相談しなければならない。
 - (2) 覚醒剤や麻薬などの違法薬物の摂取は厳禁する。
2. ギャンブル（賭博）の禁止

公共予算を使用する合宿や試合遠征などの期間における下記の行動を禁止とする。

- (1) 競馬、競輪、競艇、賭けゲーム、賭け麻雀を含めすべての賭け事。
 - (2) カジノなどの賭博場への出入り。
3. 差別の禁止
人種、性別、性的指向、性自認、信条、思想、宗教、身体的特徴、経済的事情、家庭的事情、学歴等によって差別してはならない。
 4. 反社会的勢力（暴力団等）との関係の禁止
反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持ってはならない。
 5. 飲酒・喫煙の禁止
 - (1) 満 20 歳未満の者は飲酒してはならない。
 - (2) 日本代表チームとしての活動期間中は、満 20 歳未満の者はもちろん、満 20 歳以上であっても喫煙してはならない。
 6. ハラスメント等の禁止
身体的暴力、暴言、いじめ、それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むがこれに限らない。）行為等を行ってはならない。
 7. 名誉毀損行為等の禁止
協会または協会の役員、並びに他の選手や協会のスポンサー等の名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為等を行ってはならない。
 8. 秘密情報漏洩の禁止
日本代表チームの活動を通じて知り得た秘密情報（協会に関する情報や協賛企業の企業活動に関する情報、他の選手の個人情報等）を第三者に開示、漏洩、又は公表してはならない。但し、公表されている情報はその対象から除外する。
 9. 協会の運営・業務等を妨害する行為の禁止
協会及び他の選手や日本代表チームのブランド毀損に繋がる行為、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしてはならない。特に日本代表チームの活動を通じて知り得た情報（上記秘密情報に限らない。）を、協会内の手続きを踏むことなくマスメディアや監督官庁等に流布等してはならない。

【遵守事項】

1. 日本代表チームの活動・行事（合宿、練習、ミーティング、記者会見、壮行会・協賛企業挨拶回り・祝賀会等）には必ず参加しなければならない。参加できないやむを得ない事情があるときは、監督やコーチに申し出て承認を得なければならない。
2. 日本代表チームの活動・行事においては時間を厳守しなければならない。
3. 日本代表にふさわしい、清潔感のある服装を心がけなければならない。
4. 協会主催・共催の競技会、国際フェンシング連盟やオリンピック委員会その他の団体が

開催する各種競技会においては、指定された衣服を着用しなければならない。

5. 協会が出す注意事項や監督・コーチの指示に従わなければならない。
6. 協会活動において何かしらの疑義が生じた場合は、アスリート委員会やコンプライアンス委員会への問い合わせなど正規の手続きを経ること。
7. 日常生活においても、社会人としての一般常識、マナー、エチケットをわきまえて行動しなければならない。
8. 協会の協賛・後援等、スポンサー企業等によって活動が出来ることを理解し、企業や関係者への感謝と敬意を払うと共に、スポンサーの価値向上につながるアクティベーションに対して協力すること。個人スポンサーとの競合関係にあるなどやむを得ない事情がある場合は申し出ること。
9. 取材やソーシャルメディア（ライン、ツイッター、インスタグラム、ミクシィ、フェイスブック等）での発言は次の事項に注意をする。
 - ・法令遵守
 - ・意見を述べる時は個人的な感想や意見と断ること
 - ・対戦相手や他国に触れる際は敬意を払い、差別をしてはならない
 - ・他の人の写真を投稿する場合、必ず事前に本人の承諾を得ること
 - ・他の人の誹謗中傷、権利侵害、つきまとい等の嫌がらせをしてはならない
 - ・機密情報を漏洩してはならない
 - ・NTCなど禁止となっている場所で撮影した情報の公開禁止
 - ・オリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと
 - ・協会や個人スポンサーの権利に十分配慮すること

【相談窓口】

以下の場合にはコーチ、監督等に相談するか、協会の相談窓口相談すること。

- (1) 行動規範に違反する行為を行ったとき
- (2) 行動規範に抵触する事態に巻き込まれたり、巻き込まれそうになったとき
- (3) 自分以外の誰かが行動規範に違反したり、違反しそうになっているとき

協会の相談窓口

理事・コンプライアンス委員長

理事・アスリート委員会委員長

以上